

## 諸外国の状況

項目	アメリカ	ドイツ	イギリス	フランス
主な法定監査の種類	証券取引所法に基づく上場会社等の監査	商法に基づく株式会社(小規模会社を除く)の監査	会社法に基づく株式会社等(小規模会社を除く)の監査	商法に基づく株式会社等(小規模会社を除く)の監査
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会が業務執行者を監督(一層式)</li> <li>・非業務執行取締役で構成される監査委員会あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会が業務執行</li> <li>・監査役会が取締役会を監督(二層式)</li> <li>・監査役は取締役の地位を兼ねることができない(監査役会は非業務執行役員で構成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会が業務執行者を監督(一層式)</li> <li>・少なくとも3名の非業務執行取締役で構成される監査委員会を設置すべきとされている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会が業務執行者を監督(一層式)</li> <li>(監査役会を設置する二層式も選択可)</li> <li>・会計監査役は業務監査も行う</li> </ul>
会計監査人の選任	監査委員会が選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会において決算監査人を選任</li> <li>・上場会社については、コーポレートガバナンスコードにおいて、監査役会が指名することが提案されている(取締役会及び監査役会は、コーポレートガバナンスコードの遵守状況について説明しなければならない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会において法定監査人を選任</li> <li>・上場会社では、監査委員会の提案に基づき、株主総会に議案を提出(提案に基づかない場合、年次報告書にその旨、理由を記載)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会において会計監査役を選任</li> <li>・資金公募会社では、会計監査役選任の議案作成の決議に業務執行者(執行役員・執行担当役員)は参加できない</li> </ul>
会計監査人の解任	・監査委員会の決議により解任	適切な理由がある場合以外に決算監査人を解任できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会決議により解任</li> <li>・上場会社では、監査委員会の提案に基づくことが求められる(提</li> </ul>	会計監査役に職務違反又は障害がある場合には、取締役会、10分の1以上の資本を持つ株主、

項目	アメリカ	ドイツ	イギリス	フランス
			案に基づかない場合、年次報告書にその旨、理由を記載)	株主総会、検察官又は資金を公募する会社では AMF(証券取引委員会)等の請求に基づいて、商事裁判所の決定により解任される
監査報酬の決定方法	監査委員会が決定	決算監査人と会社との間の契約は、監査役会が締結することとされており、報酬も監査役会が決定	・株主総会の普通決議により報酬の額又はその決定の方法を定める ・上場会社では、監査委員会の承認が求められる(承認に基づかない場合、年次報告書にその旨、理由を記載)	会計監査役が必要時間の記載を伴う作業計画書を作成し、作業着手前に会社との合意により報酬額を定める。争いがあれば会計監査役地方懲戒部長が和解に努力し、それに失敗すれば地方懲戒部長が判断し、それに対しては会計監査役職高等評議会への不服申立が認められる
監査委員会の構成員の専門性	監査委員会に最低 1 名財務専門家が存在するか、存在しない場合はその理由を年次報告書にて開示する	・監査役会において財務専門家は特段要求されていない ・上場会社については、コーポレートガバナンスコードにおいて、監査委員会（監査役会の一委員会）の議長は会計原則の適用について特別の知識及び経験を有する必要があるとされる	監査委員会には最低 1 名の財務専門家が必要。これを遵守しなかった場合には、当該規定及び不遵守の期間と理由を年次財務報告書の追加的情報として開示	監査委員会の設置は法律上要求されておらず、自主規制による提案にとどまる